

改正

令和6年5月28日告示第134号

袋井市木造住宅除却等助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、耐震性の高い市街地を形成するため、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱（平成18年4月3日付け住安第2号静岡県都市住宅部長通知）に基づき木造住宅除却等助成事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号）及びこの告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅除却等助成事業 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅又は同日において工事中であった木造住宅に対し、次のいずれにも該当する者が行う除却事業、建替事業及び移転事業をいう。

ア 袋井市木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付要綱（平成17年袋井市告示第22号）に基づく補助金の交付を受けていない者

イ 袋井市木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付要綱（平成31年袋井市告示第87号）に基づく補助金の交付を受けていない者

(2) 木造住宅 木造軸組工法で建築され、個人が所有する住宅のうち、耐震診断の評点が1.0未満のもの又は住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）（令和6年1月30日付け国住市第40号）（別添）旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票（以下「調査票」という。）により倒壊の危険性があると判断できる建築物をいう。

(3) 除却事業 木造住宅の全てを除却する事業をいう。

(4) 建替事業 木造住宅について、除却事業を実施し、引き続いて当該住宅の敷地（これに隣接する土地を含む。）又はその一部に自ら居住するために継続して利用する住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第1条第1項第2号に定める基準（以下「省エネ基準」という。）を満たすものに限る。）を建設する事

業をいう。

(5) 移転事業 除却事業の実施に伴い、耐震性のある既存住宅等(自らが所有する住宅を除く。)に住み替える事業をいう。

(6) 高齢者等世帯 次のアからオまでのいずれかに該当する世帯(借家に居住するものを除く。)をいう。

ア 65歳以上の者のみが居住する世帯

イ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住する世帯

ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護者又は要支援者が居住する世帯

エ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯

オ アからエまでに掲げる世帯と同等であると市長が認める世帯

(7) 子育て世帯 補助金の交付申請日において、18歳未満の子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を含む。)が居住する世帯をいう。

(8) 三世帯同居世帯 建替事業後において、子育て世帯及びその親世帯が同居する世帯をいう。

(9) 近居世帯 建替事業後において、子育て世帯及びその親世帯が市内の同一中学校区域内又は隣接する小学校区域内に居住する世帯をいう。

(10) 一般世帯 第6号及び前2号に掲げる世帯に該当しない世帯をいう。

(11) 災害リスク解消地区 袋井市防災都市づくり計画(平成29年7月策定)で定める総合的な災害リスクの危険度評価値が4又は5と判定された地区(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項の規定に基づく中遠広域都市計画事業袋井駅南都市拠点土地区画整理事業の施行地区を除く。)をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号に該当する者とする。

(1) 対象住宅を所有する者

(2) 所有者の承諾を得て木造住宅除却等助成事業を行った者

(3) 市税を滞納していない者

(補助の対象及び補助金の額)

第4条 補助の対象は、木造住宅除却等助成事業に要する経費(公共工事等の施行に伴う移転費用補償等を受ける場合は、当該金額を木造住宅除却等助成事業に要する経費から差し引いた額)とし、補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅除却等助成事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 除却事業に要する経費の見積書の写し
- (3) 木造住宅の建築年次を証明する書類
- (4) 木造住宅の所有者を証明する書類
- (5) 所有者の承諾書（所有者以外の申請の場合）
- (6) 付近見取図
- (7) 耐震診断結果報告書又は調査票。ただし、調査票のⅢに該当する場合にあっては、該当項目の写真を添付すること。
- (8) 除却事業に係る木造住宅の配置図及び各階平面図
- (9) 高齢者等世帯にあっては、家族構成報告書（様式第3号）及びア又はイのいずれかの書類
 - ア 65歳以上の者であることが確認できる次のいずれかの書類の写し
 - (ア) 健康保険証
 - (イ) 年金受給者証
 - (ウ) 運転免許証
 - (エ) 住所、氏名、生年月日及び年齢が確認できる官公署が交付した書類等
 - イ 障害者等であることが確認できる次のいずれかの書類の写し
 - (ア) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
 - (イ) 障害等の程度が確認できる官公署が交付した書類
 - (ウ) 介護保険被保険者証
- (10) 木造住宅の外部2方向程度の写真
- (11) 建替事業にあっては、前各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類
 - ア 新築住宅の建設に要する経費の見積書の写し
 - イ 新築住宅の配置図及び各階平面図
 - ウ 三世代同居世帯又は近居世帯にあっては、世帯構成報告書（様式第4号）及び次に掲げる書類
 - (ア) 子育て世帯と親世帯の関係が分かる直近3月以内に交付された戸籍全部事項証明書等

の写し

(イ) 同居又は近居を予定している世帯全員の直近3月以内に交付された住民票等の写し
(続柄が分かるもの)

(12) 移転事業にあっては、第1号から第10号までに掲げる書類のほか、移転事業に要する経費
の見積書の写し

(13) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、木造住宅除却等助成事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、木造住宅除却等助成事業計画変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(1) 補助申請内容の変更

(2) 補助申請額の変更

2 市長は、前項の申請を受理した場合は、内容を審査し適当と認めたときは、木造住宅除却等助成事業計画変更承認通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の遅延)

第7条 交付決定者は、補助金の交付の決定を受けた木造住宅除却等助成事業（以下「補助事業」という。）が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、木造住宅除却等助成事業遅延等報告書（様式第8号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第9号）により交付決定者に指示するものとする。

(補助事業の廃止又は中止)

第8条 交付決定者が補助事業の廃止又は中止をしようとする場合は、木造住宅除却等助成事業計画廃止（中止）届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第9条 交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、木造住宅除却等助成事業完了実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過し

た日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 除却事業に係る領収書の写し
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定による建築物除却届又は建築工事届の写し（対象工事のみ）
- (3) 除却事業の完了写真
- (4) 建替事業にあつては、前3号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類
 - ア 建替事業に係る領収書の写し
 - イ 建替事業の完了写真
 - ウ 新築住宅に係る建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し
 - エ 新築住宅に係る建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
 - オ 新築住宅が省エネ基準を満たすことを確認できる書類（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年号外法律第53号）第19条第1項の規定による届出の結果、所管行政庁から交付される書類の写し及び計算書又は同法第27条第1項の規定による書面の写し及び計算書等）
 - カ 三世帯同居世帯又は近居世帯にあつては、新築住宅に転居後の世帯全員の住民票の写し（続柄が分かるもの）
- (5) 移転事業にあつては、第1号から第3号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類
 - ア 移転事業に係る領収書の写し
 - イ 移転先の既存住宅等の耐震性があることを証明することができる次のいずれかの書類の写し
 - (ア) 固定資産税評価証明書又は固定資産税・都市計画税納税通知書
 - (イ) 家屋登記簿謄本
 - ウ 移転したことを証明する書類（住民票の写し等）
- (6) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により完了実績報告を受けた場合において、その内容を審査の上、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、木造住宅除却等助成事業費補助金等交付確定通知書に

より交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の通知を受領した日から起算して10日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

(書類の整理等)

第12条 交付決定者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 交付決定者は、前項の帳簿及び領収書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和5年3月31日告示第62号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表 (第4条関係)

補助対象	地域・地区等	対象世帯等	補助金の額
除却事業	市内全域	高齢者等世帯	1棟につき、除却事業に要する経費に100分の23を乗じて得た額と400,000円とを比較していずれか少ない額
	災害リスク解消地区内	一般世帯	1棟につき、除却事業に要する経費に100分の23を乗じて得た額と300,000円とを比較していずれか少ない額
建替事業	市内全域	三世代同居世帯、近	1棟につき、建替事業に要する経

		居世帯	費に100分の23を乗じて得た額と600,000円とを比較していずれか少ない額
	災害リスク解消地区内	一般世帯、高齢者等世帯	1棟につき、建替事業に要する経費に100分の23を乗じて得た額と600,000円とを比較していずれか少ない額
移転事業	市内全域	高齢者等世帯	1棟につき、移転事業に要する経費と100,000円とを比較していずれか少ない額

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

様式第 1 号（第 5 条関係）
様式第 1 号（第 5 条関係）

木造住宅除却等助成事業費補助金交付申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住所
氏名
電話

袋井市木造住宅除却等助成事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

この申請及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

なお、この申請に当たり、市税の納付状況について市が調査することに同意します。

交付申請額	円
事業の区分	☐ 除却事業 ☐ 移転事業 ☐ 建替事業
添付書類	☐ 事業計画書（様式第 2 号） ☐ 除却事業に要する経費の見積書の写し ☐ 木造住宅の建築年次を証明する書類 ☐ 木造住宅の所有者を証明する書類 ☐ 所有者の承諾書（所有者以外の申請の場合） ☐ 付近見取図 ☐ 耐震診断結果報告書又は調査票 ☐ 調査票のⅢに該当する場合にあっては、該当項目の写真 ☐ 除却事業に係る木造住宅の配置図及び各階平面図

	☐ 高齢者等世帯にあつては、家族構成報告書（様式第 3 号）及び次に掲げる書類 ☐ 65歳以上であることが確認できる書類の写し ☐ 障害者等であることが確認できる書類の写し ☐ 木造住宅の外部 2 方向程度の写真 ☐ 建替事業にあつては、次に掲げる書類 ☐ 建替事業に要する経費の見積書の写し ☐ 新築住宅の配置図及び各階平面図 ☐ 三世代同居世帯、近居世帯にあつては世帯構成報告書（様式第 4 号）及び次に掲げる書類 ☐ 子育て世帯と親世帯の関係が分かる戸籍全部事項証明書等の写し ☐ 同居又は近居を予定している世帯全員の住民票等の写し ☐ 移転事業にあつては、移転事業に要する経費の見積書の写し ☐ その他市長が必要と認める書類
--	---

(注)

- 1 ☐ のある欄は、該当する ☐ にレ点を記入してください。
- 2 建替事業における新築住宅は省エネ基準を満たす必要があります。

様式第2号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

住 宅 の 所 在 地	袋井市				(自己居住・他者居住)		
住 宅 の 所 有 者							
種 別	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 ☐ その他 ()						
建 築 時 期	年 月						
階 数 及 び 面 積	階建て		1階	m ²	2階	m ²	
耐 震 診 断 ・ 調 査 票 に よ る 結 果	耐 震 診 断 に よ る 結 果	耐震評点	X方向		点		
			Y方向		点		
		耐震診断 の 種 類	☐ わが家の専門家診断 ☐ その他 ()				
			診断者の 氏名及び 資 格	静岡県耐震補強相談士 第 号 受講講習会 (級) 建築士 () 登録 第 号 建築士事務所名 氏名			
	調査票による 結 果	☐ 一見して倒壊の危険性がある ☐ 壁の割合が全体の0.8未満である					
除 却 事 業	施 工 業 者						
	施工業者住所						
	許 可 番 号 (登録番号)	☐ 建設業の場合 建設業許可 ☐ 大臣 ☐ 知事 (-) 第 号 ☐ 解体工事業の場合 解体工事業登録 知事 第 号 技術管理者氏名					
建 替 事 業	施 工 業 者						
	施工業者住所						

移 転 事 業	施 工 業 者	
	施工業者住所	
事業着手日及び 完了予定日	除 却 事 業	年 月 日～ 年 月 日
	建 替 事 業	年 月 日～ 年 月 日
	移 転 事 業	年 月 日～ 年 月 日
補 助 対 象 経 費 (見 積 金 額)	除 却 事 業	円 (税込)
	建 替 事 業	円 (税込)
	移 転 事 業	円 (税込)

家族構成報告書

1 申請者	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
2 同居家族	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
3 同居家族	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
4 同居家族	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
5 同居家族	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)

この住宅に居住するものは、上記のとおり相違ありません。

申請者名

様式第4号（第5条関係）
様式第4号（第5条関係）

世帯構成報告書

子育て世帯		
1 世帯主	氏 名	
	住 所	
	生年月日	年 月 日 (歳)
2 同居家族	氏 名	
	住 所	
	生年月日	年 月 日 (歳)
3 同居家族	氏 名	
	住 所	
	生年月日	年 月 日 (歳)
4 同居家族	氏 名	
	住 所	
	生年月日	年 月 日 (歳)
5 同居家族	氏 名	
	住 所	
	生年月日	年 月 日 (歳)
親世帯		
1 世帯主	氏 名	
	住 所	
	生年月日	年 月 日 (歳)
2 同居家族	氏 名	
	住 所	
	生年月日	年 月 日 (歳)
3 同居家族	氏 名	
	住 所	
	生年月日	年 月 日 (歳)
5 同居家族	氏 名	
	住 所	
	生年月日	年 月 日 (歳)

建替事業においては、上記のとおり（三世代同居世帯・近居世帯）となることに相違ありません。

申請者名

様式第5号（第5条関係）
様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

袋井市長

木造住宅除却等助成事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった袋井市木造住宅除却等助成事業費補助金については、次のとおり交付決定したので、通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件 袋井市木造住宅除却等助成事業費補助金交付要綱に記載された事項を遵守すること。

木造住宅除却等助成事業計画変更承認申請書

袋井市長

申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた木造住宅除却等助成事業を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

変 更 内 容	
変 更 理 由	
補助金額等	交付決定済補助金額 円 変更交付申請額 円
添 付 書 類	

第 号
年 月 日

様

袋井市長

木造住宅除却等助成事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震改修助成事業の変更については、
次のとおり承認し、これに伴う補助金の交付決定額を変更したので通知します。

1 変更後の交付決定額 金 円

2 承認の内容

3 その他

様式第8号（第7条関係）
様式第8号（第7条関係）

木造住宅除却等助成事業遅延等報告書

袋井市長

申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた木造住宅除却等助成事業について、次のとおり事業の遅滞等が生じたので報告します。

遅滞等の内容	
遅滞等の理由	
添付書類	

様式第9号（第7条関係）
様式第9号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

袋井市長

指示書

年 月 日付で報告のあった木造住宅除却等助成事業の遅延について、次の
とおり指示します。

様式第10号（第8条関係）
様式第10号（第8条関係）

木造住宅除却等助成事業計画廃止（中止）届

袋井市長

申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅除
却等助成事業について、次により廃止（中止）したいので届け出ます。

廃止（中止）の理由

木造住宅除却等助成事業完了実績報告書

袋井市長

申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅除却等助成事業が次のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

完了年月日	年 月 日
添付書類	☐ 除却事業に係る領収書の写し ☐ 建築物除却届又は建築工事届の写し（届出対象工事のみ） ☐ 除却事業の完了写真 ☐ 建替事業にあつては、次に掲げる書類 ☐ 建替事業に係る領収書の写し ☐ 建替事業の完了写真 ☐ 新築住宅に係る確認済証の写し ☐ 新築住宅に係る検査済証の写し ☐ 新築住宅が省エネ基準を満たすことを確認できる書類 ☐ 三世帯同居世帯、近居世帯にあつては、新築住宅へ転居後の世帯全員の住民票の写し等 ☐ 移転事業にあつては、次に掲げる書類 ☐ 移転事業に係る領収書の写し ☐ 移転先の既存住宅等の耐震性を確認できる書類 ☐ 移転したことを証明する書類 ☐ その他市長が必要と認める書類